

埼玉県総合リハビリテーションセンター床頭台ユニット等の設置及び運営事業に関する仕様書

1 目的

この仕様書は、埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける、プリペイド方式（以下「カード式」という。）による有料テレビ及び有料冷蔵庫等の付いた床頭台（以下「床頭台ユニット」という。）等の設置及び運営事業（以下「事業」という。）の内容や、同事業を行う者（以下「事業者」という。）の条件を示すものである。

2 施設の概要

- (1) 施設名 埼玉県総合リハビリテーションセンター  
 (2) 所在地 埼玉県上尾市西貝塚148番1  
 (3) 病床数 120床（第1病棟37床 第2病棟40床 第3病棟43床）  
 (4) 病床利用率 令和4年度年間実績  
 第1病棟13.9% 第2病棟89.7% 第3病棟89.2%  
 ※ 第1病棟は、コロナウイルス感染患者専用病棟に転換したため、利用率が低い数字になったものである。  
 (5) 平均在院日数 令和4年度年間実績 43.1日

3 設置物品、台数、賃貸借物件（建物貸与場所）

設置物品		台数	賃貸借物件（建物貸与場所）
1	床頭台	120台	F棟3階 37病床脇 F棟4階 40病床脇 F棟5階 43病床脇
	カード式テレビ		
	カード式冷蔵庫		
	金庫		
	カードタイマー		
2	DVD録画再生機	3台	F棟3階～F棟5階 ・各階ナースステーションにて保管
3	カード式電話機	3台	F棟3階～F棟5階 ・各階電話コーナーに設置
4	Wi-Fi設備（ONU機、ルーター、ハブ、アンテナ等）	必要数 (全病床通信可)	F棟3階～F棟5階ほか
5	カード式Wi-Fiチケット発券機	3台	F棟3階～F棟5階 ・各階ダイルームに設置
6	カード販売機	3台	F棟3階～F棟5階 ・各階ダイルームに設置
7	カード精算機	1台	A棟1階 ・ロビーに設置
8	イヤホン販売機	3台	F棟3階～F棟5階 ・各階ダイルームに設置

(参考)

現在の床頭台ユニット等のへの貸付面積 31.94㎡（令和5年6月1日現在）

#### 4 契約形式

借地借家法第38条（平成3年法律第90号）の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした県有財産賃貸借契約

#### 5 賃貸借期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで（5年間）

#### 6 賃貸借料

カードの売上額から払い戻し（精算）をした額を除いた額に対して、事業者が提案する納付率を乗じた額（1円未満切り捨て）とし、毎月埼玉県総合リハビリテーションセンターに納入する。ただし、月の賃貸借料が次の算出式により定められる月基準額を下回るときは、月基準額を当該月の賃貸借料とする。

月基準額（円）（円未満切上げ） =  $((A \times 10 / 100 + B \times 3.05 / 100 + C) \times \text{貸付面積} / \text{建物延床面積} \times \text{消費税及び地方消費税相当額}) \div 12$ （月）

A = 建物評価額（円）

B = 建物敷地（土地）評価額（円）

C = 損害保険料（建物火災保険料相当額）（円）

（参考）

現在（令和5年7月1日）の床頭台ユニット等への貸付面積31.94㎡を用いて計算した場合の月基準額は次のとおりである。

貸付面積	月基準額
31.94㎡	28,071円

#### 7 管理費

貸付に伴う電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費の相当額は、貸付料とは別に事業者において負担する。

算出方法及び令和4年度の管理費の実績は次のとおりである。

区分	算出方法	（参考）令和4年度年間実績
電気料	電気使用量×電気単価	176,396円

#### 8 利用料金の目安

事業者は、テレビ、冷蔵庫、電話機、Wi-Fiの利用料金の設定に当たり、次の金額を目安とする。

設置物品	利用時間単位	利用料金
テレビ	870分以上	1,000円
冷蔵庫	1日	100円
電話機	1分	公衆電話と同等料金
Wi-Fi	1日	100円

#### 9 その他事業者側で負担する費用

前記貸付料及び管理費のほか、次の費用については事業者の負担とする。

(1) 設置物品の設置、維持管理及び撤去に関する経費

(2) 設置物品の故障等により建物及び設備に損害を与えた場合の経費

- (3) 通信（NHK放送受信料含む）、通話料に関する費用
- (4) 設置物品の消耗品の補充費用
- (5) 設置物品の点検、清掃、故障対応のための人員確保に係る経費

#### 1 0 保守管理等

事業者は、事業の実施に当たり、次のとおり保守管理等を行う。

- (1) 故障等の報告を受けたときは、速やかに修理等の対応をすること
- (2) 清掃や点検は、月1回以上病棟を巡回して行うこと。また、必要に応じて各病棟の病室内にある冷蔵庫の水受けトレーの清掃を行うこと
- (3) 設置物品の使用方法について、毎年度当初に職員に対する説明を行う。また、必要に応じて説明書の配付を行うこと
- (4) 設置物品の構造及び事業の実施において、患者等の安全に十分注意すること
- (5) 設置物品の搬入及び搬出時は施設に損傷のないよう注意し、必要な場合はセンター内へ掲示を行うこと
- (6) 設置物品の清掃や点検の結果など、必要と思われる事項の状況を常に記録し、報告を求められた場合には回答できるようにしておくこと
- (7) 売上金の回収については、原則として毎月末に回収を行い、カード、イヤホン及び硬貨、紙幣の補充も行う。これ以外にも必要な場合は、随時回収を行うこと
- (8) 売上金の回収の後には直ちに報告書を提出し、甲の確認印を受けること

#### 1 1 設置物件の規格等

##### (1) 共通

- ア 新品以外でも可とするが、在庫品である場合は良質な美品であること。また、傷や汚れが目立ってきた場合や不具合が生じた場合などは、物件の早急な交換が可能であること
- イ テレビ、冷蔵庫、電話機、Wi-Fiは共通のカードにより利用できること
- ウ 設置物件の数量は、故障等に迅速に対応できるよう、予備品（リモコンの電池を含む）を準備すること
- エ 設置物件の細部の仕様については、甲乙協議して決定すること

##### (2) 床頭台

- ア 幅48.5センチ、奥行52センチ、高さ123センチ以下の大きさであること
- イ 引き出し式のスライドテーブルを具備していること
- ウ テレビ、冷蔵庫、金庫、カードタイマーを収容できること
- エ キャスター付きで移動ができ、四輪ストッパーで固定ができること
- オ 左右の側面の高さおよそ67センチの部分にタオル掛けが設置されていること
- カ 正面の見やすく、手の届きやすい場所にコンセント2個が設置されていること  
なお、コンセントの差込口にカバーを付けないこと（手指の動作が不自由な患者にとっては支障となるため）

##### (3) テレビ

- ア 地上波放送が視聴可能であること
- イ 画面16インチ以上であること
- ウ ワイヤレスリモコンで操作できること
- エ イヤホンの接続が可能であること
- オ アームにより固定されていること。アームは、テレビの角度や上下の向きを広域かつ容易に調整できること

- (4) 冷蔵庫
  - ア 容量20リットル程度で、500ミリリットルのペットボトルが立てて入れられること
  - イ 放熱が少なく低騒音であること
- (5) 金庫
  - ア 施錠できること
  - イ 鍵は、紛失防止のため、リストバンド付にすること
  - ウ マスターキー及び予備用の鍵及びリストバンドを用意すること
  - エ こじ開け等の盗難防止機能に配慮されていること
  - オ 盗難補償制度付きであること
  - カ 無料で使用できること
- (6) カードタイマー
  - ア 残度数又は残時間が表示できること
  - イ カード詰まりが起こらない構造であること
- (7) DVD録画再生機
  - ア ブルーレイ方式（DVDにも対応可能なものに限る）であること
  - イ 固定取り付けはせず、利用者の希望によりその都度取り付け、外せるものであること
- (8) 電話機
  - ア 各電話機にナンバー等の表示を行い、識別できるようにすること。
  - ウ 落下事故防止のため、マジックテープを使用しセットすること。
- (9) Wi-Fi
  - ア 全病室で安定的に通信ができるようアンテナ、ルーター等の必要な設備を設置すること。
  - イ 病棟へのケーブル配線は、甲が設置するB棟2階光ケーブル接続盤から配線すること。
- (10) Wi-Fiチケット発券機
  - 車いすでの利用が可能なように低床型とすること
- (11) カード販売機、カード精算機
  - ア カード販売機は、カード切れが起こらないよう、ストック枚数の確保や迅速な補充ができること
  - イ カード精算機による精算は10円単位とすること
  - ウ カード精算機は、甲で販売するカード以外は精算できないようにすること
  - エ カード精算機は、使用済みカードの誤挿入防止の措置を講じること
  - オ カード精算機は、販売枚数管理用にリセット不可のカウンターを装備すること
  - カ 車いすでの利用が可能なように低床型とすること
  - キ 盗難防止用の鍵を設ける場合は、解除のための予備の鍵を甲に2本保管できるようにすること
- (12) イヤホン販売機
  - ア 商品切れが起こらないよう、ストック個数の確保や迅速な補充ができること
  - イ 車いすでの利用が可能なように低床型とし、転倒防止に配慮すると共に防犯対策上、必要な措置を講じること